



景観勉強会

～良好な景観まちづくりに向けて～

次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 説 明

①景観まちづくりのためのステップ

②景観計画策定スケジュール

4. 講演

5. 質疑応答

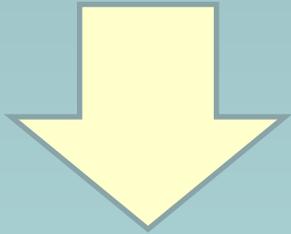
6. 閉 会

①景観まちづくりのためのステップ

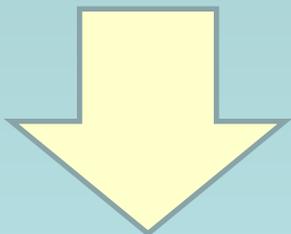
景観とは？

- ・ **景**：景色のこと。
- ・ **観**：目に映った印象。
- ・ **景観**：人間が景色を見る行為のこと。

- ・ 景観って**センス**？
- ・ **センス**だから**調和は不可能**？



- ・ **センス**は多少あるが、**良い**と思う景観、**悪い**と思う景観には**共通点**がある。



調和可能

良い景観とは？

- ・「見たいもの」が「見やすい」状態のこと。

例) 富士山に向かって真っすぐのびる道等。



良い景観とは？

- 「見たくないもの」が「見えない」状態のこと。
例) 太陽光パネルを樹木などで隠す等。



悪い景観とは？

- ・「見たいもの」が「見えにくい」状態のこと。

例) 富士山が電柱・電線で邪魔されている等。



悪い景観とは？

- ・「見たくないもの」が「見える」状態のこと。

例) 休憩スペースの前のゴミ等。



**悪い景観をなくし、
良い景観をつくるには？**

悪い景観の排除 = 景観条例による規制

※ただし、規制によっては良い景観は生まれない。

良い景観の形成 = 景観計画の策定

+

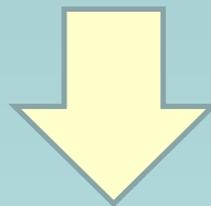
地域が主体となった景観まちづくり

※行政主体では良い景観は生まれない。

景観まちづくりを進めるには？

ステップ1 景観行政団体になる

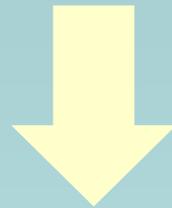
景観まちづくりを進める市町村は、都道府県知事との協議・同意が必要。



都留市は平成28年1月1日に景観行政団体となる

ステップ2 景観計画・景観条例を策定する

- ・ **景観計画の区域設定（どこを）**
- ・ **景観形成の方針づくり（どんなふうに）**
- ・ **景観形成のルールづくり（どんなことをするのか）**



来年度から策定（予定）

ステップ3 景観まちづくり

- ・ **地域が主体となって、景観資源を発掘し磨くことを契機として、豊かな日常生活空間を創る。**
- ・ **住民と行政が協働して行う持続的活動**

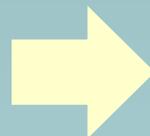
※この過程で**地域に愛着を持つ住民が増え、まちづくり活動・起業が連鎖的に生まれる**。さらに、**来訪者がその景観（その景観をつくる心豊かな人々）に惹かれて訪れ、あるいは地域ブランドが形成されて、活力のあるまちが**つくられる。

②景観計画策定スケジュール

計画策定スケジュール（予定）

1
年
目

- ・ 景観市民アンケート調査の実施
- ・ 庁内ヒアリング（関係部署との調整）
- ・ ワークショップの開催（6回程度）



- ・ 景観特性と課題の整理

2
年
目

- ・ 庁内検討会の開催
- ・ 策定委員会の開催
- ・ パブリックコメント
- ・ 県・関係機関との協議



- ・ 景観形成方針の作成
- ・ 景観形成推進ゾーンの選定
- ・ 制限事項基準と推進方策の策定

3
年
目

- ・ 住民説明会
- ・ 都市計画審議会の意見聴取
- ・ 景観審議会での審議



- ・ 景観条例制定
- ・ 景観計画決定・公表